

1. 報告

アジア局長

金沢 参事官

小林 参事官

北東アジア課長

松村 参事官

三谷 参事官

森田 参事官

在ソウル市日本人遺骨の引取りについて
(急務)

45. 10. 14

北東アジア課

10月12日 李興烈氏は当課に来訪

松村、森田 参事官に対し、本件につき次のとおり

事情説明等を行なった。

1. ソウル市に在る日本人遺骨の現状

概略。ソウル市、日本人墓地は社団法人

墓地管理、管理下は西大内区弘清洞

の火葬場の位置におつたが、現在同墓地
はソウル市所有になつてゐる。日本人墓地に

おつた日本人遺骨は約3年前に掘出され

数十の木箱に入れて、内務部はソウル市の

依頼によりソウル市火葬場(戦前の火葬場

と同一の建物)の貯蔵室に保管されてゐる。

しかし、本年末までに同火葬場は郊外の

警備館に移轉するにせよになつてあり、日

本人遺骨の処置に困つてゐる。

現状のまま放置にすれば、どこか適當

な所(井原等)に移すほかなく、この

推定に日本に推定第1期を2000年と見れば、

その一変火葬には更に小さくは一括葬を

採るべきと考えられる。

因みに、同書骨は、約5,000件と推定され、

~~再~~^下葬~~を~~ ~~骨~~庫。千個台位の容量がある。

2. 自由レベルでの交渉

(1) 41年初め 在韓日本人遺骨奉還委員

会(委員長 岸信介元総理、委員 2 副

委員長(のこり)と在韓外国人遺骨奉還

委員会(委員長 中野、委員 周氏 新韓

製粉会長、委員 2 副委員長)が設立され

2の日本労働組合が、民間人同様に

この権利を在韓日本人労働者にも適用せ

るに引渡すという趣旨で、上述の日本側の

労働組合に引渡す運動をおこし、外務

省と労働部とを交渉、この結果、条

件に追加の如き許可書を提出。

同許可書には、(一) 権限ある労働者等の

名を問わず、韓国側労働組合関係

労働者は一括承認する(二) 権限

代理人と労働植民地(対朝鮮労働

者)とす(三) 2の労働者等は

政府の指導、閣下は行ふに可い

移送の場合には閣下の許可を得るに可い

が言明せらるる。

(D) 以上の、貴国側から送附の許可

書により本件、移送に可い努力に可い

とす。本年9月 日本側委員会、閣下

と矢次氏と合議に可い際、同日から、本件

は、政府側よりこの中、貴国に送附に可いものである

との旨を貴国側委員からこの旨を閣下

の旨、日本側の委員会に可い、本件の移送に可い

書により可い、本件に可いとの交渉結果

本条の二は、この旨を通知する旨に

してこれを記載する。

3. 事件解決の手段の示唆

両本協定の~~目的~~と~~趣意~~の~~内容~~を~~示唆~~するに

上~~述~~許可~~の~~旨を、政府、~~外務省~~閣下~~に~~

示し、~~解決~~の~~場合~~は~~外務~~~~省~~の~~許可~~を

得るに~~よ~~る~~条件~~に~~かんが~~ひ~~を~~~~付~~し~~て~~民内

レベルに~~て~~話し~~合~~い~~を~~~~行~~な~~す~~、~~最終~~段階

にお~~き~~て、~~貴~~方~~大~~使~~館~~の~~正~~副~~に~~外務

部、~~保健~~社会~~部~~の~~了~~承~~を~~得~~て~~本~~中~~古

進~~行~~す~~る~~旨~~を~~と~~す~~る~~旨~~の~~努~~力~~に~~は~~如~~何~~か~~

と存せられる。この際 自衛隊問題に

上向きに振つておられ、現在の市場行情は、

年末移轉するに必要であり、私(李氏)は

早市当局より、この日本人債券を適當な

場所に移轉するに同意されており、因つて

この債券をのぞくから、筋立て、運手

などは、韓國政府當局は西本銀行の

合同同様、許諾を許可するのでば

ないかと存せられる。